

独立行政法人勤労者退職金共済機構特定業種退職金共済規程

(平成15年10月 1日)
平成18年 9月29日
平成27年 4月 8日
平成27年 9月28日
平成29年 4月21日
改正 令和 3年 5月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第71条第1項の規定に基づき、運営委員会に関する事項、特定業種退職金共済契約に係る掛金に関する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(特定業種)

第2条 この規程で特定業種とは、次の各号に掲げる業種をいう。

- (1) 建設業
- (2) 清酒製造業（清酒、単式蒸留しょうちゅう又はみりん二種の製造業をいう。）
- (3) 林業

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第3条 機構に、特定業種退職金共済業務の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員20人以内をもって組織する。

3 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

- (1) この規程の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第1項に規定する中期計画
- (4) 通則法第31条第1項に規定する年度計画
- (5) 毎事業年度の決算
- (6) 重大な義務の負担

- (7) 組織規程、文書管理規程、文書決裁規程、及び会計規程の作成及び変更
 - (8) 当該特定業種に係る業務上の余裕金の合同運用の開始又は終了に関する
こと
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し特に
重要な事項
- 4 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 3 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営委員)

第5条 運営委員は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約（以下「共済契約」という。）の共済契約者（当該共済契約者が法人であるときは、その代表者）及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 運営委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 法第66条並びに通則法第21条第2項及び第23条第2項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、通則法第23条第2項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

(召集)

第6条 委員長は、毎年2回及び必要に応じ、運営委員会を招集する。

- 2 委員長は、理事長から要請があったとき又は当該運営委員会の運営委員の3分の1以上の要求があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員長又は第4条第3項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事録)

第8条 運営委員会の議事については、議事録を作り、委員長及び委員長の指

名する運営委員 2 人が署名しなければならない。

第 3 章 評議員会

(評議員会)

第 9 条 機構に、特定業種退職金共済業務の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、評議員会を置く。

2 評議員会は、65 人以内の評議員をもって組織する。

3 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で第 3 条第 3 項各号に掲げるものについては、理事長において、当該特定業種に係る運営委員会の議を経る前に、あらかじめ、当該特定業種に係る評議員会の意見を聴くものとする。

(評議員)

第 10 条 評議員は、当該特定業種に係る共済契約の共済契約者（当該共済契約者が法人であるときは、その代表者）及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

(実施規定)

第 11 条 前 2 条に規定するもののほか、評議員会の議事及び運営等については、別に定める。

第 4 章 掛金

(掛金)

第 12 条 掛金の日額は、次に掲げる業種の区分に応じそれぞれに掲げる額とする。

(1) 建設業 320 円

(2) 清酒製造業 300 円

(3) 林業 470 円

第 5 章 雑則

(実施規定)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要なことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。